

積丹町監査委員公表

監査公表第1号

地方自治法第199条第4項、第5項の規定により行った、平成17年度に係る監査の結果を同条第9項の規定により公表する。

平成18年7月4日

積丹町監査委員 磯野 定一
積丹町監査委員 本間 浩司

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項、第5項の規定に基づく監査

2. 監査実施期間、試査の範囲及び監査実施課等

(1) 監査実施期間

監査は平成18年1月から4月までの間で実施した。

(2) 試査の範囲

平成17年4・5・8月分の公共建物使用料について実施した。

(3) 監査実施課等

以下の範囲による。

対象課等	対象科目	監査実施件数	実施内訳	
			使用件数	免除件数
企画課		102	102	99
	総合文化センター	87	87	84
	余別地区コミュニティセンター	15	15	15
教育委員会		13	13	12
	海洋センター	13	13	12
合計		115	115	111

3. 監査の主眼

監査は、平成17年度に係る財務に関する事務の執行について、合規性の視点から次の事項に重点を置いて実施した。

ア 使用料に係る条例等の規定により減免又は後納等の理由及び手続の適正性について

4. 監査の実施方法

この監査の実施に当たっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に事務の執行がなされているかどうかの主眼を置き、関係諸規程及び証拠書類との照合、閲覧並びに関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第2 監査の結果

1. 個別意見の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

なお、指摘事項については、担当課名を記載することとした。

(1) 指摘事項

監査の結果、次の事項に該当する場合、意見を述べる。

- ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- イ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ウ 予算を目的外に支出しているもの
- エ 予定価格の積算に誤りがあり、契約金額が正当な積算金額を上回っているもの
- オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- キ 火災事故等が発生しているもの

(2) 指導事項

上記のうち軽易と認められるもの。

(3) 検討事項

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討させるもの。

2. 監査結果

監査の結果、使用料について1施設においては概ね適正と認められるが、2施設の使用料事務については、条例・施行規則の改善が急務と考えられるため、個別意見を述べる。

第3 個別意見の概要

【指摘事項】

〈企画課所管施設〉

○ 使用料の免除に関する執行について

使用料の免除の手続については、申請書が提出され、その申請書に免除理由を記載し、免除理由の事実を確認できるような資料が必要であるが、申請書が提出されていないにもかかわらず免除されているものが14件、申請書は提出されているが免除理由が記載されていないものが28件、免除の適否を証する起案書類が存在しないもの（確認する資料も存在しない）が42件あった。

免除決定の手続としては、不適性といわざるを得ない。